

# 令和6年度鶴岡市消費喚起クーポン券連携事業補助金交付要綱

令和7年1月15日

告示第9号の2

## 1 目的及び交付

市長は、令和6年度鶴岡市物価高騰対策消費喚起クーポン券事業（以下「クーポン券事業」という。）の実施に併せ、消費喚起の機運を高めるため、クーポン券事業に参加する者が複数連携して実施する誘客又は販売促進に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## 2 定義

この告示において、「連携体」とは、クーポン券事業に参加する事業者が5者以上加入して構成する組織をいう。ただし、商店街振興組合その他の既存の団体に属する者で構成される組織にあつては、当該団体の構成員の2分の1以上が加入するものに限る。

## 3 補助対象者

補助の対象となるものは、連携体とする。

## 4 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、クーポン券事業の実施期間前又は実施期間中に補助対象者が実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 5事業者以上の連携体が行う広告・宣伝活動
- (2) 10事業者以上の連携体が行う消費喚起イベント

## 5 補助対象経費等

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

## 6 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、令和6年度鶴岡市消費喚起クーポン券連携事業補助金構成員一覧表（様式第1号）とする。

## 7 概算払

市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の8割を限度として概算払により交付することができる。この場合において、概算払を受けようとする者は、令和6年度鶴岡市消費喚起クーポン券連携事業補助金概算払請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

#### 8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

#### 9 実績報告

実績報告書の提出期限は、事業終了後30日を経過する日とし、添付すべき書類は、規則第13条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 領収書の写し

(2) 作成した広告物及び開催の状況が分かる写真等

#### 10 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和12年度の末日までとする。

#### 11 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和7年1月15日から施行する。

#### 別表（第5項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助上限額
5事業者以上の連携体が行う広告・宣伝活動	印刷製本費、広告宣伝費及び手数料	補助対象経費の合計額に2/3を乗じて得た額	20万円
10事業者以上の連携体が行う消費喚起イベント	印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、報償費、借料及び設営費、通信運搬費並びに手数料	補助対象経費の合計額に10/10を乗じて得た額	50万円。 ただし、報償費の上限は、25万円とする。